

三重の周産期医療体制あり方検討会設置要領

（趣旨）

第1条 三重県における周産期医療体制のあり方について、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重の周産期医療体制あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- （1）三重県の実情に応じた周産期医療体制のあり方に関する事
- （2）その他周産期医療体制のあり方に関し必要な事項に関する事

（委員）

第3条 検討会の委員は、周産期医療に関し、識見を有する者のうちから医療保健部長が任命する。なお、必要に応じて委員以外の者に検討会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができるものとする。

- 2 検討会に属する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 検討会の委員の再任は妨げない。

（検討会長）

第4条 検討会には検討会長を置き、委員の中から県が指名する者が務める。

- 2 検討会長は、検討会を総理する。
- 3 検討会長に事故があるとき又は検討会長が欠けたときは、あらかじめ検討会長が指名する委員がその職務を代理する。

（検討会）

第5条 検討会は、検討会長が召集し、検討会長が議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（報償費等）

第6条 県は、検討会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 検討会の委員以外の者が、検討会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

（事務局）

第7条 検討会の事務局は、三重県医療保健部医療政策課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 6 月 5 日から施行する。